

Ⅲ 夜 勤

1. 夜勤体制

近年病院または病棟の実情に応じて夜勤体制を見直す動きがあり、結果的に夜勤体制が多様化する傾向がある。一般病床・精神病床では「3交代」が最も多いが、前回調査と比較して「2交代」をとる病院が一般病床で14.5ポイント、精神病床でも11.8ポイント増加しており、注目される(表5)。老人病床では前回調査ですでに「2交代」をとる病院が最も多かったが、今回はさらに24.3ポイント増加する一方、前回は2割近くあった「当直」が15.2ポイント減少した。「2交代」をとる病院の増加、「3交代」「当直」をとる病院の減少は一般・精神・老人の各病床種別で認められ、「2交代」への移行は「3交代」「当直」のいずれからも起こったと推測される。

一般病床を持つ病院の夜勤体制を設置主体別に

見ると、「医療法人」病院では42.7%、「個人」病院では54.1%が「2交代」をとっている《統計表第56表》。看護料の算定状況別に「2交代」をとる病院の比率を見ると、新看護「2対1」をとる病院では8.4%、「2.5対1」をとる病院では14.5%だが、「3対1」では30.4%、「3.5対1」では69.4%、「4対1」では82.3%となる《統計表第57表》。

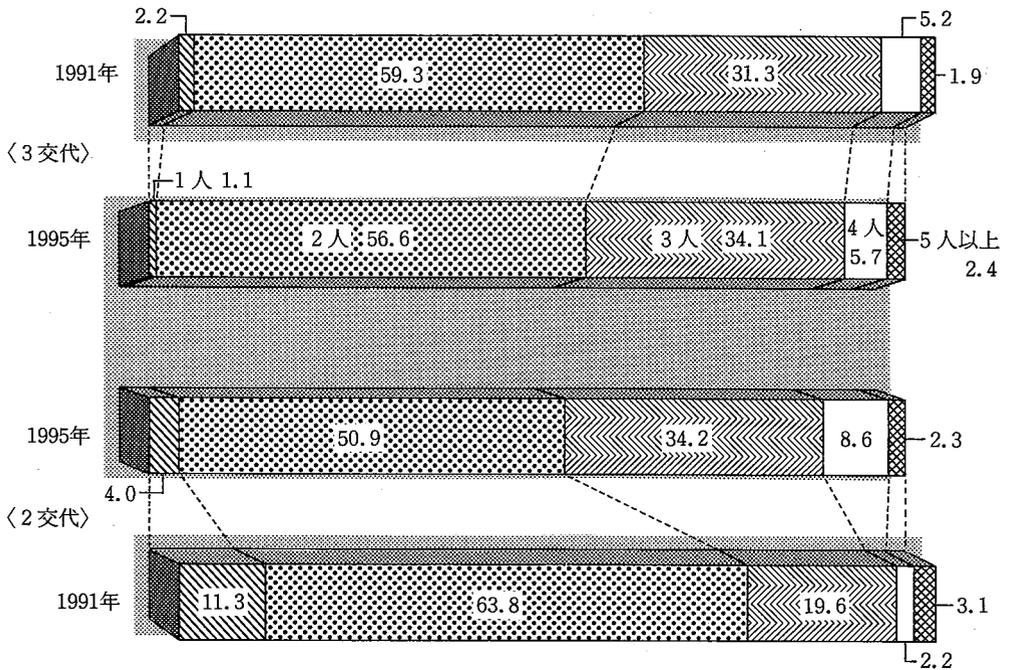
2. 夜勤人数

各病棟(看護単位)で調査当日の深夜勤帯(2交代では夜勤帯)に何人の看護要員が夜勤をしていたかを尋ねた。一般病床については、3交代制・2交代制をとる病棟いずれにおいても「2人」の看護要員が夜勤をしている看護単位が最も多いが、「3人」以上で夜勤を行う看護単位は前回調査より増え、3交代制で42.2%(前回調査38.4%)、

表5 夜勤体制(複数回答)

	調査年次	回答病院数	3交代	変則3交代	2交代	当直	その他	無回答
一般病棟	1995年	2635	69.5%	7.9%	25.1%	1.6%	0.1%	0.3%
	1991年	2427	73.3	8.6	10.6	8.7	0.0	0.9
精神病棟	1995年	477	70.9	7.5	19.5	0.8	0.2	2.1
	1991年	427	76.8	9.4	7.7	6.3	—	4.0
老人病棟	1995年	329	21.0	5.8	65.7	4.3	0.6	3.6
	1991年	210	28.1	5.7	41.4	19.5	—	5.7
療養病棟	1995年	124	20.2	8.1	54.0	0.8	—	19.4

図5 一般病棟の夜勤人数



※夜勤人数別看護単位数構成(%)。夜勤人数は3交代(変則3交代を含む)の深夜勤、2交代の夜勤での看護要員数

2交代制で45.1%(同24.9%)である(図5)。2交代制をとる看護単位で3人体制以上の夜勤が増えたことは、2交代制が夜間の看護ニーズが多い看護単位でも導入されつつあることを示唆している。

3. 夜勤回数

1995年9月の看護職員1人当たりの平均夜勤回数は、「3交代制」をとる一般病床の場合8.0回(前回調査8.7回, 前々回調査8.6回)である。前々回

表6 夜勤回数分布・平均(3交代制をとる一般病棟について)

	調査年次	回答病院数	4.0~7.9回	8.0~8.4	8.5~8.9	9.0~9.9	10.0回~	無回答	平均回数※
回答病院計	1995年	1,832	42.1	26.2	7.5	9.1	8.0	7.1	8.0(1,636)※※
	1991年	1,976	17.1	21.0	11.3	19.4	21.8	9.4	8.7(1,751)
再掲:医療法人・個人	1995年	542	27.3	23.2	7.2	12.4	18.6	11.3	8.5(461)
	1991年	573	10.8	13.1	6.3	17.5	42.8	9.6	9.6(498)

※「平均回数」:加重平均
 ※※()内は回答病院数

調査・前回調査にかけては夜勤回数の減少は見られなかったが今回調査では減少しており、看護職員の夜勤負担が軽減されつつあることがわかる。表6は、一般病床で3交代をとる病院について夜勤回数分布を示したものである。前回調査と比較して「7.9回以下」である病院の比率が25.0ポイント増え、「10回以上」である病院は13.8ポイント減少した。従来から夜勤回数が多い傾向のあった「医療法人」「個人」病院についても、夜勤回数の減少が見られる。

4. 2交代制での勤務時間

2交代制をとる病院での夜勤帯の拘束時間は平均16時間19分、この間の実働時間は平均14時間01分、休憩時間は平均2時間20分である《統計表第88表》。ただし、休憩時間数は1回の勤務での休憩時間数の合計であり、かならずしもまとまった休憩時間として取得しているとはいえない。実働8時間当たりの休憩時間数は平均1時間19分であ

る。

一般に2交代制勤務では夜勤の拘束時間が12時間から17時間と長時間におよび、適切な休憩時間を設定するなど勤務者の負担を軽減するための労働時間管理が課題となる。現行の労働基準法においては、1回の勤務時間数が8時間を超えて長時間におよぶ場合についての法定休憩時間数の定めがなく、仮に実働15時間の勤務であっても法律的には「労働時間が8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中で与えなければならない（労働基準法第34条）」の規定が適用される。調査結果からは、各病院が労働基準法の規定にも関わらず、長時間勤務に対応する休憩時間を規定していることが明らかになった。

5. 夜勤専従看護職員の配置

夜勤専従看護職員が「いる」と回答した病院は497病院（16.4%）で、前回調査（14.4%）より2ポイント増加した。夜勤専従看護職員の総数は

表7 看護補助者は夜勤をしているか（複数回答）

	3交代の 準夜勤帯 を勤務	3交代の 深夜勤帯 を勤務	2交代の 夜勤帯を 勤務	当直	早出・ 遅出 勤務	夜勤帯の 勤務はし ない	看護補 助者は いない	無回答
一般病院(1336)	7.4	6.8	17.4	3.4	30.6	34.4	10.6	2.7
総合病院(838)	4.4	3.6	4.2	1.2	28.9	51.1	12.4	3.2
特定機能病院 (68)	1.5	1.5	4.4	1.5	27.9	60.3	7.4	1.5
精神病床を主と する病院(208)	32.2	31.3	30.3	3.8	16.8	14.9	7.7	3.4
老人病床を主と する病院(178)	17.4	17.4	61.8	11.2	10.7	4.5	2.2	1.1
その他の病院 (392)	12.8	12.0	40.3	6.6	26.5	20.2	6.4	1.5

表8 夜間看護手当（1回あたりの定額分・平均額）

	3交代の準夜勤	3交代の深夜勤	変則3交代の深夜勤	2交代の夜勤
看護職員	3,277円	4,017円	4,925円	8,686円
看護補助者	2,799円	3,779円	—	6,103円

2,026人で、雇用形態別内訳は「正規職員」33.4%、「臨時職員」14.4%、「パートタイマー・アルバイト」52.2%である《統計表第79表》。

「正規職員」の比率は前回調査では12.7%に過ぎなかったが今回調査では20.7ポイント増加している。正規職員に対して「夜勤専従」という勤務形態を選択肢として提示する病院や、正規職員として処遇することを条件に夜勤専従者を確保するなどの方策を講じる病院などが増加したとみられる。

6. 夜勤帯の看護補助者の勤務

半数以上の病院ではなんらかの形で看護補助者を夜勤帯の勤務に組み込んでいる。

看護補助者の夜勤帯の勤務状況を病院種類別に示す（表7）《統計表第82表》。一般病院・総合病院・特定機能病院では看護補助者の夜勤帯の勤務は「早出・遅出」が中心で、特に総合病院・特定機能病院については「夜勤帯の勤務はしない」病

院が多い。精神病床を主とする病院・老人病床を主とする病院では看護職員とともに夜勤要員として組み込まれ、夜勤帯を通じた勤務をしていることがわかる。

7. 夜間看護手当

3交代・変則3交代・2交代のそれぞれについて、夜勤1回当たりの夜間看護手当額を調査した。手当額は深夜労働に対する夜間割増し分をのぞく定額分とした。ただし、「日赤」など定額制をとっていない一部の病院については、勤続10年・31～2歳のモデルを想定して記入するよう求めた。今回調査では、はじめて看護補助者の夜勤看護手当を調査項目に加えた。

平均額（看護職員については加重平均）を表8に示す。夜間看護手当の金額は、病院設置主体別に見ると「医療法人」「個人」病院で高い傾向がある《統計表第83～86表》。